

化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）危険有害性分類事業 第1回目の公表について（お知らせ）

平成18年2月16日（木）
環境省環境保健部環境安全課
課長：上家 和子(6350)
課長補佐：神谷 洋一(6356)
担当：吉崎 仁志(6358)

環境省及び関係省庁では、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」に基づき、事業者が化学物質等安全データシート（MSDS）や表示を作成する際の参考となるよう、化学品の分類事業を行っています。

今回は、本事業で分類を予定している約1,500物質のうち、労働安全衛生法に関係する98物質の分類結果を公表します。また、分類作業に当たり作成・使用した分類マニュアル等についても、併せて公表します。

<http://www.safe.nite.go.jp/ghs/index.html>

次回は、本年3月を目途に、約60物質の分類結果を公表する予定です。

1. 背景

平成15年（2003年）7月、国連よりGHSの導入が勧告されました。GHSは、化学品をその危険有害性（ハザード）ごとに分類して、その危険有害性が一目で分かるようなラベルの表示や安全データシートを提供する場合には、世界的に統一されたルールに従って行うことを勧告したものです。

GHSは、アジア太平洋経済協力（APEC）諸国間では平成18年（2006年）までに、ヨハネスブルグサミット（平成14年に開催）では平成20年（2008年）までに実施することが目標とされています。

2. 概要

GHSに基づきMSDSや表示を作成する際の参考となるよう、環境省、厚生労働省及び経済産業省が中心となり、関係省庁の連携事業として、関係法令におけるMSDS交付対象物質等について、危険有害性の分類を行っています。今回は、分類を予定している約1,500物質のうち、労働安全衛生法に関係する98物質についての分類結果を公表します。

公表方法については、平成17年10月に危険有害性分類結果の公表方法について意見募集（パブリックコメント）を行った結果を踏まえ、絵表示情報を提示するなどの改善を行っています。また、GHS関係省庁連絡会議が作成し、今回の分類に当たり使用した分類マニュアル等を公表します。

分類事業の詳細及び分類結果については、下記の（独）製品評価技術基盤機構化学物質管理センターのホームページを御覧ください。

<http://www.safe.nite.go.jp/ghs/index.html>

3. 今後の予定

今後、残りの約1,400の分類対象物質の分類を進めていきます。次回の公表は平成18年3月を予定しています。

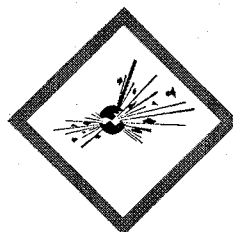
(参考1) GHS関係省庁連絡会議メンバー

総務省消防庁	(危険物保安室)
厚生労働省	(医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室、労働基準局安全衛生部化学物質対策課、国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第四室)
農林水産省	(消費・安全局農産安全管理課)
経済産業省	(製造産業局化学物質管理課、原子力安全・保安院保安課)
国土交通省	(総合政策局、海事局検査測度課、航空局技術部運行課)
環境省	(環境保健部環境安全課、環境保健部化学物質審査室、水・大気環境局農薬環境管理室)

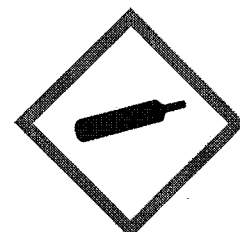
(参考2) GHSにおける絵表示例



引火性ガス／可燃性ガス
引火性エアゾール
引火性液体、可燃性固体
自己反応性化学品、自然発火性液体
自然発火性固体、自己発熱性化学品
水反応可燃性化学品



火薬類、自己反応性化学品
有機過酸化物



高圧ガス



急性毒性（高毒性）



呼吸器感作性、生殖細胞変異原性
発がん性、生殖毒性
特定標的臓器／全身毒性（単回暴露）
特定標的臓器／全身毒性（反復暴露）
吸引性呼吸器有害性



急性毒性（低毒性）、皮膚刺激性
眼刺激性、皮膚感作性



水生環境有害性



金属腐食性物質
皮膚腐食性／刺激性
呼吸器感作性または皮膚感作性
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性



酸性性ガス、酸性性液体
酸性性固体、有機過酸化物